

## 工事請負契約書第25条（スライド条項）の 減額となる場合の運用について

標記について、工事請負契約書第25条（スライド条項）の減額の場合の運用については、「工事請負契約書の運用基準」記第25条関係に加え、下記のとおり運用することとしたので、その取扱いについては十分留意すること。

なお、本運用は平成16年4月1日以降に発注する建設工事について適用するものとする。

### 記

#### 1. 適用対象工事

- (1) 物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、1,000分の30以上変化していると予想されること。
- (2) 物価変動後の積算額が請負代金額以下となっていること。
- (3) 請負契約締結の日（又は直前のスライド基準日から）12ヵ月経過した工事であること。
- (4) 残工事の工期がスライド基準日から2ヶ月以上（残工事の工期が2ヶ月未満である場合で、工期延長により残工事の工期が2ヶ月以上となることが予想される場合も考慮する。）あること。
- (5) 適用対象工事の確認時期は、12ヵ月経過時点、その時点で対象外の場合は、次の4月及び10月等、労務単価もしくは機械損料改訂時を確認時期とする。

#### 2. スライド額の算定

- (1) 請負者と協議するためのスライド額は、次の式により算定すること。

$$S = [P2 - P1 + (P1 \times 15 / 1,000)] \quad (\text{ただし、} P1 > P2)$$

この式において、S、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S : スライド額

P1 : 請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額

P2 : 変数後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相応する額

$$(P = \alpha \times Z, \alpha : \text{落札率、} Z : \text{積算額})$$

- (2) 賃金又は物価の変動による請負代金額を変更する場合のスライド算定額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮

するものではない。

- (3) 適用対象工事に該当し、交渉の結果1,000分の15以上のスライド額となる場合は、1,000分の15を超える額をスライド額とすること。

### 3. 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量については、スライドの対象とすること。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。  
また、下記の材料等についても、出来形数量として取り扱うことができるものとする。
  - ア 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
  - イ 基準日以前に配置済の現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とできる。
  - ウ 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者に換算数量がない場合は、受注者の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。

### 4. 物価指数等

発注者としては、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

### 5. 変更契約の時期

スライドの変更契約は、精算変更時点で行うことができる。

### 6. スライド額の説明

スライド額の協議時においては、発注者は積算に用いた各種単価の変動資料や工事費構成書などを活用して、変更内容の説明を行うものとする。